

第2号議案

委員会規程の変更について

(案)

別紙の通り委員会規程を変更する。

1. 変更点

(1) 第5条第2項の修正

- ・小委員会の委員の任期について記載を追加

(2) 第7条第3項の修正

- ・記載不備の是正

(3) 第7条の2の新設

- ・災害等により緊急性がある場合等に限り、書面開催等を認める規定を追加

2. 施行日

2020年4月2日

以上

【添付資料】

別紙： 委員会規程 変更案（新旧対照表）

委員会規程 変更案 新旧対照表

(別紙)

変 更 前	変 更 後
<p>第1条～第4条 (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p>
<p>第5条 (略) 2 小委員会に属すべき委員は、委員長が<u>指名する。</u> 3～5 (略)</p>	<p>第5条 (略) 2 小委員会に属すべき委員<u>及びその任期</u>は、委員長が<u>決定する。</u> 3～5 (略)</p>
<p>第6条 (略)</p>	<p>第6条 (略)</p>
<p>第7条 (略) 2 (略) 3 委員会の議事は、議決に加わることのできる中立者委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 4 (略) 5 (略) 6 (略) 7 (略) 8 (略) 9 (略) 10 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第7条 (略) 2 (略) 3 委員会の議事は、<u>出席しかつ</u>議決に加わることのできる中立者委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 4 (略) 5 (略) 6 (略) 7 (略) 8 (略) 9 (略) 10 (略)</p> <p><u>第7条の2 委員長は、緊急性がある場合その他必要と認める場合には、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の議決を行うことができる。</u></p>
<p>第8条～第11条 (略)</p>	<p>第8条～第11条 (略)</p>

変 更 前	変 更 後
附則 (略)	附則 (略)
附則 (平成 27 年 4 月 22 日) (略)	附則 (平成 27 年 4 月 22 日) (略)
附則 (平成 28 年 4 月 13 日) (略)	附則 (平成 28 年 4 月 13 日) (略)
附則 (平成 29 年 2 月 8 日) (略)	附則 (平成 29 年 2 月 8 日) (略)
附則 (平成 29 年 12 月 20 日) (略)	附則 (平成 29 年 12 月 20 日) (略)
<u>(新設)</u>	<u>附則 (2020 年 4 月 2 日)</u> <u>この規程は、2020 年 4 月 2 日から施行する。</u>